

ヒアリング項目：男性の暮らし方・意識の変革**担当府省：内閣府男女共同参画局**

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

3. 女性活躍のための環境整備**(5) 家事・育児など家庭生活における男性の主体的参画の促進**

- ② 男性が主体的に家事・育児等に関わる社会の実現に向け、シンポジウムの開催、「家事メン月間（仮称）」等の設定などの取組を新たに進めるとともに、官民各種主体における関連する取組を有機的に連携させることにより、男性の家事・育児参画等に係る全国的なキャンペーンを展開し、国民の機運を醸成する。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍**1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革****(6) 男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成**

- ① 男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。

ヒアリング項目：男性の暮らし方・意識の変革

担当府省：内閣府男女共同参画局

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

3 男女共同参画に関する男性の理解の促進

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

2 男女共同参画に関する男性の理解の促進

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	男性の家事・育児等参加応援事業	(28年度当初予算) 13,313
2016	男性の家事・育児等参加応援事業	(29年度予算) 17,220

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

【第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍】

【第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間 (注)	1日当たり67分 (平成23年)	1日当たり67分 (平成23年)	1日当たり 2時間30分 (平成32年)

(注) 6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制 度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
77	3(5)②	内閣府 (男女 共同参 画局)	男性の家事・育 児等参加応援 事業	<p>女性の活躍を進めるためには、長時間労働などの働き方を改めることや生活と仕事のバランスが取れた暮らし方を進めることが必要。特に、男性も主体的に家事・育児等に参画することができる社会の整備が重要。</p> <p>本事業では、男性の家事・育児等について、①男性自身やパートナー等が考えてみるきっかけとなり、②組織の制度整備や運用する管理職の意識改革を進め、③男性の家事・育児が可能な社会が整う、ことに繋がるための働きかけを行う。</p> <p>本事業は、関連する各府省庁、地方自治体、民間企業その他と協働し、相乗効果や大きなムーブメント化を図る。</p>	<p>・国と地方公共団体が主催してイベントを開催。(国の施策を発信。地域において家事・育児に参画している男性本人の取組や、家族、職場等の取組の紹介。)</p> <p>・「家事メン月間(仮称)」の企画、効果的な普及手段(キャンペーンに使用するポスター、キャッチフレーズ等)を有識者が検討する委員会を開催。</p> <p>・インターネット等の啓発広報を展開する。</p> <p>・上記の施策を実施して総合的に推進し、国民の気運を醸成する。</p> <p>・特に若年層に対して効果的に啓発を行う。</p>	-	-	13,313	-	24

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について(平成28年1月)での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」(平成27年6月26日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について(平成28年1月)における記載内容である。

(注4) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
24	I 1 (6) ①	内閣府 (男女 共同参 画局)	男性の家事・育 児等参加応援 事業	<p>○男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。</p> <p>計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。(現状67分)</p> <p>○平成28年5月にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定した「女性活躍加速のための重点方針2016」では、「男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。」こととされました。</p>	<p>○男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ（結婚、妊娠、出産期など）、多様な価値観を持つ男女に興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演、パネルディスカッション（メイン会場） ・ワークショップ、トークセッション（サブ会場） ・専門家によるライフプランの設計や、民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展 <p>○インターネット等の啓発広報を展開します。</p> <p>○上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成します。</p>	13,313	-	17,220	3,907	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）における記載内容である。

ヒアリング項目：企業等の組織トップのコミットメント拡大**担当府省：内閣府男女共同参画局**

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所
該当なし

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍**2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成****(4) 組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大**

- ① 女性活躍の推進には、組織トップのコミットメントが効果的である。このため、女性の活躍推進に積極的に取り組む男性経営者等によって策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による先進的な取組の全国への発信・周知や、女性活躍推進法に基づく協議会等各地域のネットワークを活用し組織の枠を超えて女性活躍推進を加速する「地域版男性リーダーの会（仮称）」の形成を促す。さらに、賛同者と諸外国の組織のトップとの意見交換の場を設け、女性の活躍推進に関する取組の一層の充実を図る。

ヒアリング項目：企業等の組織トップのコミットメント拡大

担当府省：内閣府男女共同参画局

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

3 男女共同参画に関する男性の理解の促進

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

4 経済分野

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

2 男女共同参画に関する男性の理解の促進

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	-	(28年度当初予算) -
2016	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	(29年度予算) 6,568

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

該当なし

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
40	I 2 (4) ①	内閣府 (男女 共同参 画局)	組織トップの女 性活躍へのコ ミットメント拡大	平成26年3月に首相官邸で開催された「輝く女性応援会議」を契機に、同年6月、女性活躍推進に積極的に取り組む男性リーダーによって、様々な女性の意欲を高め、その持てる力を最大限発揮できるよう、具体的に取り組んでいくことを掲げた「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言を策定・発表した。 行動宣言に沿って、組織トップ自らが女性活躍に取り組み、その行動を全国の組織トップやWAW!などの国際会議等へ発信・周知すること等により、女性活躍加速の気運を高める。	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者による女性活躍推進に関する取組の情報共有・発信及び賛同者のネットワーク拡大のため、賛同者ミーティングの開催や、ウェブサイト、賛同者による女性活躍推進の好事例等を集めた事例集及び賛同者拡大のための広報啓発ツールによる国内外への情報発信を行う。	-	-	6,568	-	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)における記載内容である。

ヒアリング項目：地域における女性活躍の取組の促進

担当府省：内閣府男女共同参画局

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

3. 女性活躍のための環境整備

(4) 地域社会における女性の活躍推進

- ③ 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法案の成立も受け、女性の様々な活躍のステージに応じ、適切な助言や情報提供を行い、関係機関・団体と連携して課題解決を目指す総合的な支援体制の整備を含め、地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援する。
- ④ 育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネスの立ち上げなど、女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施・普及する。
また、地域の環境保全分野における女性の活躍について表彰し、事例の共有を図る。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(5) 将来指導的地位に就く女性の人材育成策の充実

- ⑤ 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体が女性活躍推進法に基づく推進計画を策定し、地域の実情に応じて、部局横断的に女性の活躍推進に関する施策を確実に実施できるよう支援を充実する。特に、女性活躍推進法に基づく協議会を活用し、女性の継続就業を支援するための仕組みづくりやこれまで女性の活躍が少なかった分野で活躍する女性の人材層の拡大等、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。
- (10) 職種・分野ごとの取組推進
- ⑥ 自治会・町内会、自主防災組織、PTA等、地域に根差した組織・団体における意思決定過程への女性の参画拡大に向けて、各地域における実態を把握するとともに、女性の参画が進まない要因や課題等の分析を行う。また、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の提示に向けて、フルタイムで就業している男女が参加しやすい地域活動の在り方等について意識調査を行う。

ヒアリング項目：地域における女性活躍の取組の促進

担当府省：内閣府男女共同参画局

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進
- 2 地方創生における女性の活躍推進

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	地域における女性活躍推進モデル事業	(28年度当初予算) 22,616
	地域女性活躍推進交付金	(28年度当初予算) -
		(27年度補正予算) 300,000
2016	地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究	(29年度予算) 4,922
	地域女性活躍推進交付金	(29年度予算) 250,000
		(28年度補正予算) 300,000

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

【第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
自治会長に占める女性の割合	4.9% (平成27年)	5.2% (平成28年)	10% (平成32年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率（注）	-	都道府県：97.9% 市区：36.1% 町村：13.8% (平成28年度)	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% (平成32年)

（注）女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率は、平成28年度策定又は策定予定の団体に関する数値。

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制 度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
66	3(4)④	内閣府 (男女 共同参 画局)	地域における女 性活躍推進モデ ル事業	女性の活躍は働く場面だけに限られないことから、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるようにするため、育児・介護等の経験を生かした地域活動等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施し、他地域への横展開を図る。	地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにし、事業成果を広く共有することにより、モデル的な取組の他地域への横展開を図る。 具体的には、育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネス・NPO等の立ち上げ等、女性の活躍促進に資する先進的な事業のうち、他の地域に横展開することが可能なノウハウの構築を目指した取組を実施する。	22,714	-	22,616	-	-
65	3(4)③	内閣府 (男女 共同参 画局)	地域女性活躍 推進交付金	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策を確実に実施することにより、地域における働く場面での女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現にもつなげる。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。	-	300,000	-	-	49 (地域女 性活躍推進 交付金)

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について (平成28年1月) での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」(平成27年6月26日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定) の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について (平成28年1月) における記載内容である。

(注4) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について (平成29年2月) での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
78	I 2 (10) ⑥	内閣府 (男女 共同参 画局)	地域における男 女共同参画促 進に関する実 践的調査・研 究	男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされており、平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしている。 また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要。 このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成する。	女性の参画が進んでいない自治会や自主防災組織等、地域に根差した組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、就業している男女等、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の視点からの地域における課題等について調査・研究を行う。	4,922	-	4,922	0	-
49	I 2 (5) ⑤	内閣府 (男女 共同参 画局)	地域女性活躍 推進交付金	平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施することが責務とされています。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象) 地方公共団体 (補助率) 10分の8 (28年度二次補正予算) 2分の1 (29年度予算) (交付上限) 都道府県 1,600万円 (28年度二次補正予算) 1,000万円 (29年度予算) 政令指定都市 800万円 (28年度二次補正予算) 500万円 (29年度予算) 市区町村 400万円 (28年度二次補正予算) 250万円 (29年度予算) (交付要件) 女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市区町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること ※定量的な成果目標を設定。	-	300,000	250,000	-	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について (平成29年2月) での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定) の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について (平成29年2月) における記載内容である。

ヒアリング項目：防災分野における取組の促進

担当府省：内閣府男女共同参画局

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所
該当なし

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

2. 女性活躍のための安全・安心面への支援

(2) 被災地への支援

② 平成 28 年（2016 年）熊本地震により、避難生活に起因するストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み等を抱えたり女性に対する暴力が懸念されることから、地方公共団体の相談支援機関による対応に係る援助に努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」¹等を活用し、避難所における女性や子育て世帯のニーズに配慮するなど、男女共同参画の視点からの災害対応をより一層推進する。

また、男女共同参画の視点から、被災地におけるニーズ等を速やかに把握するとともに、避難所運営等、被災者支援に資する情報提供の充実を図る。

¹ 平成 25 年 5 月内閣府男女共同参画局

ヒアリング項目：防災分野における取組の促進

担当府省：内閣府男女共同参画局

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
 - 2 復興における男女共同参画の推進
 - 3 国際的な防災協力における男女共同参画

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	—	（28年度当初予算） —
2016	男女共同参画の視点による熊本地震対応状況調査	（28年度補正予算） 8,066

○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第11分野】男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合★	13.2% （平成27年）	14.0% （平成28年）	30% （平成32年）
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が登用されていない組織数:515 （平成26年） ・委員に占める女性の割合: 7.7% （平成27年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が登用されていない組織数:437 （平成28年） ・委員に占める女性の割合: 8.0% （平成28年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が登用されていない組織数: 0 （平成32年） ・委員に占める女性の割合: 10%（早期）、更に30%を目指す （平成32年）

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
110	Ⅱ 2 (2) ②	内閣府 (男女 共同参 画局)	男女共同参画 の視点による熊 本地震対応状 況調査	<p>第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）では地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することとしている。</p> <p>平成28年熊本地震では、男女共同参画の視点や意見の反映等について、様々な場面において、問題点や課題が指摘されている。</p> <p>そのため、震災後速やかに本調査を行い、被災地における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況等の把握や各種事例を集積し、男女共同参画の視点に基づいてそれらの分析・検討を行うことにより、今後我が国で起こりうる災害に対する防災施策に早急に反映する。</p>	熊本地震の発生に伴い、被災地熊本における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況（避難所運営、支援機関との連携）等を把握するためアンケート調査、インタビュー調査を行う。また有識者による検討会を設置し調査事項の検討、結果の分析を行う。	-	8,066	-	-	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）における記載内容である。

ヒアリング項目：女性リーダーの育成

担当府省：内閣府男女共同参画局

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

2. 社会の課題解決を主導する女性の育成

(2) 国連など国際機関等で活躍する日本人（女性）の飛躍的増加

- ③ 海外の事例も参考にしつつ、グローバルに活躍する女性リーダー育成に向けた実践的な調査・研究などの取組を進める。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(5) 将来指導的地位に就く女性の人材育成策の充実

- ① 将来指導的地位に登用される女性の候補者を育成していくことや、上場企業役員に占める女性割合を高めていくことを目指して、役員等への登用を見据えた効果的な女性人材育成の在り方やそのための環境整備等について、有識者による研究会において平成 28 年度中に検討を行う。
- ② 平成 28 年度に実施する海外の事例も取り入れた先進的な女性リーダー育成プログラム等の取組の調査を基にモデルプログラムを作成し、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたセミナー等を複数地域で実施し、効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。また、女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進する。

ヒアリング項目：女性リーダーの育成

担当府省：内閣府男女共同参画局

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査研究	(28年度当初予算) 9,847
2016	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査研究	(29年度予算) 11,218

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

【第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
上場企業役員に占める女性の割合	2.8% (平成27年)	3.4% (平成28年)	5% (早期)、 更に10%を目指す (平成32年)

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制 度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
39	2(2)③	内閣府 (男女 共同参 画局)	女性リーダー育 成に向けた諸外 国の取組に関す る調査	国連など国際機関等で活躍する日本人(女性)の飛躍的増加に向けて、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成するため、女性リーダー育成の取組に関する先進的、実践的な調査・研究が必要。 諸外国において実施されている、先進的な女性リーダー育成プログラム等の取組を調査するとともに、国際社会及び企業等で活躍する女性リーダーの育成に向けたセミナー等を地方において試行的に実施・検証することでその効果や課題を明らかにし、成果を幅広く共有することにより、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を図る。	・国際社会で活躍する女性の増加、企業等における女性の管理職等の育成に向けて、海外における育成プログラム等の調査を実施。 ・当該取組の海外関係者も含め、国際社会及び企業で活躍する日本人女性リーダー育成に関する実践的なセミナー等を地方において試験的に施行し、その実施効果を検証する。	-	-	9,847	-	42

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について(平成28年1月)での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」(平成27年6月26日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について(平成28年1月)における記載内容である。

(注4) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
42	I 2 (5) ① ②	内閣府 (男女 共同参 画局)	女性リーダー育 成に向けた諸 外国の取組に 関する調査	<p>○国際機関等で活躍する日本人の飛躍的な増加に向けて、海外の事例も参考にしつつ女性リーダー育成に向けた実践的な調査・研究などの取組を進めるとともに、民間企業において役員候補等となり得る女性への研修の実施などにより、女性が昇進意欲を持って働くことができる環境整備を図る必要がある。</p> <p>○特に女性役員の登用は、企業価値の増大のみならず、女性役員がロール・モデルやメンターとなることにより、企業において裾野広く女性人材が育成される可能性がある。</p> <p>○第4次男女共同参画基本計画においても、平成27年時点で2.8%となっている「上場企業役員に占める女性の割合」を、「5%（早期）、更に10%を目指す（平成32年）」としたところ。</p> <p>○これらを踏まえ、本施策を実施するもの。</p>	平成28年度に諸外国の先進的な取組も参考にした報告書・育成モデルプログラムを取りまとめ、平成29年度にはこれを地方（仙台、名古屋、大阪の3か所）において試行的に実施・検証することで、その効果や課題を明らかにし、成果を幅広く共有することにより、上記目標に向けた取組を推進する。	9,847	-	11,218	1,371	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）における記載内容である。

ヒアリング項目：**国際的な取組の推進**
(アジア・太平洋輝く女性の交流事業)

担当府省：内閣府男女共同参画局

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所
該当なし

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(9) 国際的な取組の推進

- ② アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあて、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて知見の交換及びネットワーキングを行う。これらを通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。

ヒアリング項目：国際的な取組の推進（アジア・太平洋輝く女性の交流事業）

担当府省：内閣府男女共同参画局

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	-	(28年度当初予算) -
2016	アジア・太平洋輝く女性の交流事業	(29年度予算) 61,982

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

該当なし

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
64	I 2 (9) ②	内閣府 (男女 共同参 画局)	アジア・太平洋 輝く女性の交流 事業	<p>○アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になって いる女性の活躍に焦点をあてるとともにシンポジウムや国際交流の場を開 催することなどにより、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友 好・信頼関係の更なる深化を図る。</p> <p>○シンポジウムでは、様々な分野における女性たちの活躍の実態、アジア・ 太平洋諸国と日本の両方での経験から感じた魅力や課題を共有したうえ で、女性活躍のロールモデルを示す。</p> <p>○国際交流の場では、更なる活躍を促すための、架け橋として活躍してい る女性及び支援者等の知見の交換及び交流（ネットワーキング）を行 う。</p> <p>○さらに、架け橋女性の視点から見た日本の魅力を、パンフレット等の作 成・配布等を通じて、国連婦人の地位委員会（CSW）やA P E C女 性と経済フォーラム等の国際的な場で効果的に世界に向けて発信する。</p> <p>○平成28年度から5か年にわたり実施することを想定。</p>	<p>(1) 「架け橋として活躍している女性」及び架け橋女性から見た日本の 魅力に関する調査 「架け橋女性」等は以下を想定 ①日本で活躍しているアジア・太平洋諸国の女性 ②アジア・太平洋諸国で活躍している日本人女性 ③かつて日本で暮らし、母国に戻るなどして日本との架け橋となっているア ジア・太平洋諸国の女性 ④日本国内においてアジア・太平洋諸国と深い関わりを持った事業を 行っている日本人女性 ⑤架け橋女性と関係する国内外の企業・教育機関・団体等</p> <p>(2) シンポジウムや国際交流会議の開催 シンポジウム：「架け橋として活躍している女性から見た日本の魅力 (仮)」をテーマとしたシンポジウムの開催 国際交流会議：日本及びアジア・太平洋諸国で活躍する架け橋女性 及び関係者等の交流会の開催</p>	61,982	-	61,982	0	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）における記載内容である。